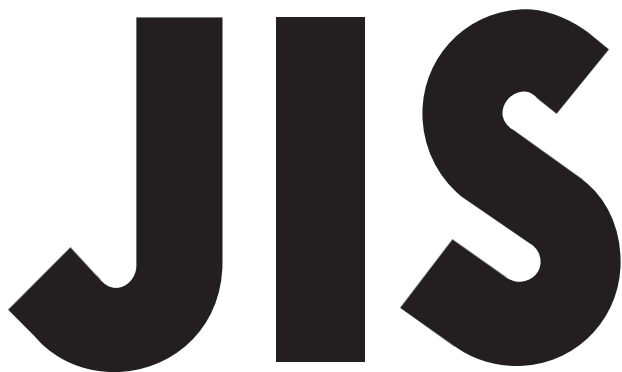




ソフトウェア技術—
ソフトウェアライフサイクルプロセス—保守

JIS X 0161 : 2026
(ISO/IEC/IEEE 14764 : 2022)
(JSA)

令和 8 年 8 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	相 蘭 敏 子	株式会社日立製作所
	青 木 誠	独立行政法人情報処理推進機構
	安 形 輝	亜細亜大学
	島 健 夫	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	永 沼 美 保	日本電気株式会社
	服 部 恵 二	総務省国際戦略局

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 14.11.20 改正：令和 8.8.20
担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 8.8.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会
(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。
なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
1.1 概要	1
1.2 目的	2
1.3 適用分野	2
1.4 制限事項	3
2 引用規格	3
3 用語、定義及び略語	3
3.1 用語及び定義	3
3.2 略語	7
4 適合性	7
5 この規格の適用	8
5.1 一般	8
5.2 保守プロセス	8
5.3 規格の構成	8
6 保守プロセス	9
6.1 保守のアクティビティ及びタスク	9
6.2 問題及び修正・変更の分析	17
7 ソフトウェアの廃棄	21
7.1 一般	21
7.2 廃棄戦略	21
8 実施に関する考慮事項	23
8.1 一般	23
8.2 保守型	24
8.3 保守の合意	24
8.4 保守ツール	25
8.5 ソフトウェア保守の測定	26
8.6 プロセスの定義	26
8.7 開発への早期関与	26
8.8 ライフサイクルプロセスを適用した保守性の強化	27
8.9 記録及び情報項目	33
9 ソフトウェア保守計画	33
9.1 一般	33
9.2 資源分析	38
参考文献	39
解 説	41

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 0161:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

ソフトウェア技術— ソフトウェアライフサイクルプロセス—保守

Software engineering—Software life cycle processes—Maintenance

序文

この規格は、2022 年に第 3 版として発行された **ISO/IEC/IEEE 14764** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、ソフトウェア保守プロセスに関する手引を提供する。保守は、**JIS X 0160:2021** に記載されているように、ソフトウェア製品のライフサイクルにおけるテクニカルプロセスである。保守プロセスには、保守組織のアクティビティ及びタスクが含まれる。この規格は、旧版の **JIS X 0161** の対応国際規格 **ISO/IEC 14764:2006** と **IEEE Std 1219:1998** との調和、及び **JIS X 0160:2021**（対応国際規格 **ISO/IEC/IEEE 12207:2017**）への改正の結果によるものである。

保守は、ソフトウェアライフサイクルの財政的資源の大部分を消費するため、プロジェクト上の重要な考慮事項とすることが望ましい。

ソフトウェアの運用中に、検証、妥当性確認、及び受入れ中に検出されなかった問題が検出されることがある。したがって、これらの問題に対処するには保守作業の労力が必要である。この保守作業は、新規又は修正・変更された利用者の要件（要求事項）を満たすために必要なソフトウェアの改良も含む。ソフトウェア保守は、通常、オペレーティングシステム、データベースなどのシステムコンポーネントをアップグレードするとき、及び外部のソフトウェア及びシステムのインタフェースが変更されたときに必要となる。保守中のシステムの一部に COTS（商用既製品ソフトウェア）が含まれている場合でも、ソフトウェア保守は、通常、ライフサイクルコストのかかなりの部分を占める。

ソフトウェア保守組織は、多くの保守用のツール、手法及び技法を使用する。この規格では、ソフトウェア保守プロセスでアクティビティ及びタスクを実現又は実行する方法を規定していない。これらが正式な合意及び組織の要件（要求事項）に依存しているためである。保守は、それを作り出すために使用された技術、技法又はツールにかかわらず、全ての種類のソフトウェアで必要である。

1 適用範囲

1.1 概要

この規格は、**JIS X 0160:2021** の **6.4.13** で定義している保守プロセス並びにそのアクティビティ及びタスクに基づいて、ソフトウェアの保守の手引を示す。さらに、この規格は、保守プロセスをより詳しく説明し、様々な種類の保守の定義を保守型として確立する。これには、同じ保守資源をもつ多数のソフトウェ